



2005年8月1日 第2005-74号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

厚生労働省 医療保険給付の見直しの検討を提案

7月29日、第17回社会保障審議会医療保険部会が開催され、厚生労働省から、「中長期の医療費適正化効果を目指す方策について」「保険給付の在り方について」「国保組合について」に関して説明され、議論が行われました。

特に、「保険給付のあり方」の中で①高額療養費制度、②入院における居住費・食費、③出産一時金・出産手当金、④傷病手当金、⑤埋葬料、の見直しが検討課題としてあげられたことは大きな問題です。事務局からの提案内容は、具体的な制度変更については示されていませんが、給付削減の方向性が読み取れるため、患者負担の引き上げを懸念する立場からの発言が相次ぎました。

連合選出の久保田副事務局長は以下のような意見を述べました。

- ① 高額療養費の引き上げには反対。医療とは安心の給付でなければならない、重い病気にかかる負担も重くなるというのは、国民の不安を募らせる。また、制度自体が知られていないなど、課題が大きい。まず、制度の周知徹底と、簡素化をすべきである。

- ② 出産育児一時金については、安心して出産できる環境整備のためにも保険給付とすべきであるが、すぐには困難であれば、一時金の額を引き上げるべきである。健康診査の自己負担は、若い夫婦にとって負担が重く保険適用も含め検討してほしい。
- ③ 未批准であるILO「母性保護条約」を批准するためにも出産手当金は、現行の6割給付を7割に引き上げるべき。

また、その他の委員からも、「医療費が高騰する原因分析や、医療機関のアウトカム評価、健康づくりなどについて、十分検証することが必要」「高額療養費の引き上げは反対。医療費と連動する「1%」は廃止すべき」「世界の先進国でありながら、傷病手当金が最低基準などという国はない」「GNPで医療費を抑制しようとする議論があるが、エクスキューズとして医療費の検討をするべきではない。あくまでも国民の健康づくりを進めるという視点で議論すべき」などの意見が出されました。

今後、8月に2回部会を開催し、9月に医療保険部会としての論点整理を行い、9月末か10月初旬には厚生労働省試案が示される予定です。

アスベスト被害で民主党が労災保険法の修正案を提出

7月29日、衆議院厚生労働委員会において、民主党提出の「労災保険法の修正法案」趣旨説明が行われました。これは、アスベストによる健康被害の拡大に鑑み、職歴の複雑さゆえ労災の申請に至らなかった労働者とその家族に対し、消滅時効が完成した場合でも労災補償の対象とするもの。民主・城島議員は、アスベストに関するこの修正は緊急を要するものであり、超党派の協力を呼びかけましたが、本日はこの修正案の審議は行われませんでした。

続いて質問に立った民主党の横路議員は、時短促進法改正について、長時間労働の現状において、労使による自主的な取り組みに切り替えることは、逆にさらなる長時間労働を招き、結果としてメンタルヘルスや脳・心臓疾患の増加につながるのではないかと指摘。EU指令と同様に週の労働時間の上限設定と、時間外割り増しの50%への引き上げを求めました。これに対し尾辻大臣は、時間外の限度基準のあり方等も含め検討したいと答弁しました。